

【第8回新城南部企業団地産廃対策会議（H27.4.28開催）概要】

1. 委員委嘱状交付

平成27年度になって初めての会議ということで、委員を新たに市から委嘱しました。

2. タナカ興業からの回答について

前回（第7回）会議では、新城市からタナカ興業に宛てた質問に対し、タナカ興業が回答しない旨を伝えました。理由は、反対運動がある中では、事業の説明をしても聞いてもらえないというものでした。

しかし、それでは、事業者としての社会的責任が果たせないとして、市と市議会経済建設委員会で、タナカ興業と話し合いをしたところ、タナカ興業から質問の主旨を変えずに回答しやすい形でなら回答したいということになり、市で改めた質問を送付して、回答をもらいました。これに対して次のとおり意見がありました。

・市が質問を改定したのは、回答を引き出すためとは言え、会議に諮ったものではないので、有効ではない。内容についても不十分なので、これでは回答があったとは言えない。もともとの質問は、市議会経済建設部会でのタナカ興業社長の発言に対して、その内容を技術的に検証する主旨のものだった。市は、これでは回答ではないとして、対応すべき。

3. タナカ興業新城工場建設地の環境測定結果について

現状の環境測定に係る数値の確認として、昨年5月の臭気測定、昨年9月と本年1月の臭気測定、特定悪臭物質測定、河川水質測定の実施結果を報告しました。

4. タナカ興業東細谷工場内の臭気等測定結果について

タナカ興業の豊橋東細谷工場内の臭気と特定悪臭物質の測定結果を報告し、タナカ興業新城工場からの臭気の予測結果を報告しました。

臭気規制の方法は、新城市の場合、アンモニアなど22種類の特定悪臭物質の濃度による規制から臭いを総合的に判断する臭気指数による規制に変わっています。

ただし、臭気指数を予測することは難しいので、旧規制基準のアンモニアなどの物質濃度を基に臭気の強度を推測しました。

悪臭防止法では、臭気強度2.5から3.5までの範囲に相当する基準となっていて、臭気指数に置き換えると臭気指数は10～15となっています。

新城南部企業団地の規制基準は、臭気指数18（第3種地域）で、一番厳しい基準は、臭気指数12（第1種地域）です。

豊橋東細谷工場内では、アンモニアが7.8ppmでした。

タナカ興業の設置する脱臭装置を介せば、脱臭装置出口では、0.20～1ppmになると予想され、その値は旧基準の一番厳しい値（第1種地域）である1ppm以下となります。

臭気強度は、1（やっと感じできる臭い）前後で、臭気指数に換算して10未満という予測です。これは、あくまでシミュレーションの結果なので、今後想定される実際の条件により変化するものと思われますので、注意が必要です。

今後は、臭気に関して専門的な知見を有する「におい・かおり環境協会」に助言を求めることや定期的に臭気測定を行い、簡易の臭気測定器を購入して、臭いがあったら、すぐに測定するなどの対応を行うと考えています。

5. 農林水産省によるタナカ興業の肥料検査結果について

タナカ興業の肥料は、農林水産省の肥料登録がされていますので、農林水産省が実施した肥料検査の結果を報告しました。問題がなかった肥料に該当しています。

6. 今後の予定について

今後の予定について、次回会議の中で、タナカ興業による説明を考えていると伝えたところ、委員からそれよりも先に行うことがあるとして、次の提案がありました。

・産廃事業者としてタナカ興業は相応しくない。タナカ興業の進出を止めるには廃棄物及び清掃に関する法律に基づく産廃事業者としての欠格条項を探すべき。市議会も協力してほしい。

⇒市議会としては、具体的に何が欠格条項なのか、しっかりとこの会議で確認していきたい。それには集中して議論すべき。時間がないのなら、すぐにでも行いたい。

・タナカ興業に欠格条項があるとこの会議で判断すれば、市議会は、タナカ興業の産廃処分業を許可しないように県に求めていく決議を行ってほしい。

⇒産廃処分業に係る県の許可審査と産廃処分業に係る欠格事項とは、別の次元で取り扱うと県から聞いているが、市を通じて県へこの会議での意向を伝えることは可能。

◎これらの意見を踏まえて、第9回会議を開催することしました。

【第9回新城南部企業団地産廃対策会議（H27.4.30開催）概要】

1. タナカ興業に係る産廃事業者としての欠格条項について

県のパンフレット「産業廃棄物を適正に処理しましょう」から欠格条項に該当する12項目を説明しました。以下、その後の意見等のやりとりの概要です。

委員から出された意見

- ・新城の環境を考える市民の会からの市議会への請願について、再度議論してほしい。
- ・12月議会で、市環境部長も答弁したが、市もタナカ興業の肥料について調査すべきではないか。

傍聴人からの意見

- ・市は公文書で回答を求めてほしい。

- ・市長・市議会は、再度意見書・要望書を県に出してほしい。
- ・県議にも伝えてほしい。

委員からの意見

- ・欠格条項があるという濃厚な疑いでなく、データを積み上げて、県の行政処分を持って行きたい。

新城の環境を考える市民の会代表からパワーポイントを使って説明

- ・市役所・市議会も反対と言っていない。
- ・タナカ興業を止めるために有効でないなら、今後議論する余地はない。
- ・市や市議会は、法律すれすれの所で判断をすること。
- ・内容が甘いという見方ではだめで、タナカ興業を止めるための知恵がほしい。

市議会経済建設委員からの意見

- ・この問題に市民・市議会・市で役割分担をして当たりたい。
- ・産廃対策会議の声として、県に対して、市民の会が求めている欠格条項に係る疑義への回答をすることを要望してはどうか。

⇒市と市議会で、文書として、県へ要望することにしました。

2. 今後の予定について

- ・タナカ興業が産廃事業者としての欠格条項に該当するのではないかという疑義があり、市民の会から県に調査して早く判断して欲しいという要望があります。市・市議会からもそれについて県へ回答を促して欲しいという要望を文書で送付し、県からの回答を公表する。
- ・タナカ興業へ、市から11月に依頼した質問に対して、再度回答するよう依頼する。
- ・タナカ興業へ、市主催による肥料の検査を要請し、その返事を発表する。

【第10回新城南部企業団地産廃対策会議（H27.5.19開催）概要】

1. 愛知県への要望の回答（別紙資料）

前回会議で、市民の会から愛知県に対して行っている要望について、回答を促してほしいということで、文書で要望し、回答を得ました。回答は「審査中、調査中」というものでした。

2. タナカ興業からの回答

タナカ興業に11月に出した質問を改めて期限を切って送付しました。タナカ興業としては、愛知県に対して補足資料を提出した後に、市に対しても資料を提出し、回答しますと

いうことでした。また、5月末に工場が完成するので、その後に見学会を開き、そこで説明したいということでした。

(意見)

- ・11月に出した質問はタナカ興業社長が市議会で説明したものに対して、数値や資料で検証するものだった。対策会議としては、市が質問を改定し、回答を得たことは、認めない。質問を勝手に改定したことは、我々に対する背信行為に等しい。
- ・県が補足資料を要求しているということは、意義がある。臭気について、現況の環境を変えないということをしてできるだけ具体的に触れていかなければならない。

3. タナカ興業の肥料の検査と臭気測定

豊橋東細谷工場の肥料の検査と工場内外の臭気測定について、日程調整中です。

(意見)

- ・委員も同行したいがどうか。
- ・抜き打ちでないという意味がない。
- ・抜き打ちはできないので、期間を設けて、その間に行くということが望ましい。
- ・豊川浄化センターで聞いたが、タナカ興業には下水道汚泥を入れていないということなので、現場の調整がしやすいのではないか。
- ・今、肥料の検査をしても正常な状態ではないと思う。

4. 峰野県議会議員の説明

12月の県議会で、この問題を取り上げた。今も立ち位置は変わらない。この地域のあの企業が来ることには反対である。具体的にどういう方策を講じたらいいか、廃棄物処理について、行政として取り組むべきことを問題提起した。北九州市は八幡製鉄所で苦しんだ経験を活かして、産廃を集積させている。愛知県は産業県なので、真剣に取り組んでほしいと言ったが、県環境部長は民間が行うことなので感知しないと言われた。

私は、今年から環境委員会に入れたので、何とか1年間この問題に取り組み、認めさせたいと考えている。企業庁に対して、立地規制が有効だが、新城ではできなかった。今後、厳しくしていくことを強く訴えていきたい。悪臭の防止技術や処理方法の早期確立に望みたい。県環境部と何度も協議したが、県としては厳しくチェックしていると聞いている。県下水道課では、タナカ興業に汚泥処理を依頼していない。安全が確認できるまでは出さないと言う考え。国の法律も含め、今枝代議士に相談中。それは大きく次の3つです。

1. 農林水産省の検査を徹底的に
 2. 食品残渣の処理強化のために法整備を見直し、適切な処理業者の育成を
 3. 国土交通省に対して、企業誘致における土地利用規制の強化
- 今後、市経済建設委員会といっしょにタナカ興業にしっかりと対処していきたい。

(意見)

- ・豊橋市が許可して田原市で起きていること、堆肥ではなく、ごみではないかということ、臭いということ、見過ごしはできない。最近、山林を物色していると聞いた。
(県議)
- ・最大限の注意を払っていききたい。そのための情報共有をお願いしたい。
(意見)
- ・環境保全協定について、市の意向に沿った形で結ぶことができるか。協定は、決して操業のための前提条件ではない。田原市が廃棄物の一時保管場所になってはいけない。
(県議)
- ・法整備が追い付いていない状況なので、地元説明と協定の締結が大事に思う。置くことについて、許認可はないが、野積みは禁止されている。屋根があれば可能だが、内容について、しっかりと見ていく必要がある。リスクのある所をリストアップして地元で監視という手もある。行政は土地売買を規制できない。
(意見)
- ・我々は気を付けていても不在地主は問題。
- ・新城工場では臭いを出さないと約束している。だが、具体的にどうやって行うのか。資料が整わないと分からない。臭気について、可能な限り、現状の数値を保つこと。是非、厳しく住民の言い分を伝えて、チェックをしてほしい。
(県議)
- ・パナソニック環境エンジニアリングは、脱臭装置メーカーとして製造物責任がある。しっかりとした回答を求めていきたい。
(意見)
- ・ロックウール脱臭装置には機能的な条件がある。10℃～40℃、10℃以下ではアウト。これを追及していききたい。
- ・新城の土地が狙われている。農地に施肥できるのは1反当たり4トンまでと規制があると聞いた。市の許可が必要なようにできないか。農協にも協力を呼び掛け、先に手を打ってほしい。
(県議)
- ・脱臭装置の条件、県の施肥基準について、確認する。
(市議)
- ・条例化については、6月議会で検討していききたい。

5. タナカ興業の説明会について

タナカ興業から提案があった新城工場での説明会について、委員から意見をいただきました。

(意見)

- ・見に行くことが、市民が来て納得して帰ったと言われそうに思う。

- ・現時点では、脱臭装置が効くかどうか分からない。最悪の状態でないとする意味がない。
- ・現地説明会は、タナカ興業からの回答の後。
- ・県は試験運転をさせてから判断しないのか。
(県議)
- ・春日井の焼却場の場合とは違う。試験運転はさせない。
(意見)
- ・建物について、中間検査をしないのか。
(市議)
- ・通常、建築確認の検査機関と消防本部が検査する。その後に県環境部の脱臭装置を中心に検査すると思う。
(意見)
- ・危険性の予見について、市教育委員会は無関心。子どもたちは、悪臭に耐えられないのでは。
- ・タナカ興業には、補足資料を県へ提出する前に市へ提出し、市は、住民といっしょにチェックして、改善すべきことを指摘できるよう要求してほしい。
- ・回答について、期限を設定して要求してほしい。6月議会では、議会と行政の責任の明確化を迫及してほしい。
(市議)
- ・経済建設委員会で検証していきたい。
(市)
- ・今回は、タナカ興業からの回答が来たら開催とします。

【問合せ】新城市環境部環境課（新城市クリーンセンター内）

電話 23-7677 ファックス 22-0554

Eメール kankyou@city.shinshiro.lg.jp